

平成24年3月2日付け津市監査委員告示第1号公表分

(1) 芸濃総合支所

地域振興課

監査の結果	落合の郷のバーベキュー施設の使用料について、津市落合の郷の設置及び管理に関する条例第7条（別表）は、使用者は、1箇所につき炭等の原価相当額の使用料を納付しなければならないと定めているところ、地域振興課は、同表中別に定める屋外工房の使用料に準じ、使用者1人1回につき300円の使用料を徴収していたが、このことは、使用料等に関する事項について、条例でこれを定めなければならないことを規定した地方自治法第228条第1項前段の趣旨に照らし、適正を欠くものであることから、同条例の定めるところにより使用料を徴収するとともに、バーベキュー施設の使用料を炭等の原価相当額と定めることの妥当性を検討の上、その結果を踏まえ、所要の改善に取り組まれない。
措置の内容	平成26年第1回市議会定例会において、津市落合の郷の設置及び管理に関する条例について、バーベキュー施設の使用料を見直す旨の改正を行った。

(2) 指定管理者監査

リバーパーク真見管理組合（所管部局：白山総合支所地域振興課）

(ア) 指定管理者に係る賠償責任について

監査の結果	リバーパーク真見条例施行規則第14条が「使用者等がリバーパーク内において受けたいかなる損害についても、指定管理者は、その責めを負わない」と定めることについて、一般的に指定管理者の管理行為により使用者等に損害を与え、市が国家賠償法上の損害賠償責任を負うときは、指定管理者の責任に応じて求償することがあり得るほか、指定管理者が民法上の損害賠償責任を負うことがあり得るのであり、同条の規定は適正を欠くものと解することから、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則を改正し、第14条の損害の帰属に係る規定を削除した。

(イ) 施設の使用手続について

監査の結果	<p>滞在型施設の使用手続について、リバーパーク真見条例及びリバーパーク真見条例施行規則上は、使用許可の手続によらなければならないところ、管理組合は、合併前の白山町の例により、休憩施設付農園使用契約書に「リバーパーク真見」市民農園管理運営細則を添付の上、使用者と契約を締結しており、このような手続は、リバーパーク真見条例及びリバーパーク真見条例施行規則に定める手続とは異なるものであることから、所要の是正措置を講じられたい。</p> <p>なお、滞在型施設の使用の実態によっては、契約手続によることが望ましい場合も考えられるため、その使用の実態及び指定管理者の主体性を考慮の上、必要に応じて、契約手続の導入を検討されたい。</p>
措置の内容	<p>津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例及び津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例施行規則に定める使用許可の手続に改めた。</p>

(ウ) 滞在型施設の浄化槽管理費の在り方について

監査の結果	<p>リバーパーク真見条例別表第1の備考4は、滞在型施設を長期に使用する場合の利用料金には、浄化槽管理費等を含まないものとする定め、リバーパーク真見条例施行規則第9条第2項は、浄化槽管理費の実費の合計額を指定管理者が交付する納入通知書により納入しなければならないと定めているが、管理組合はこれを徴収していない。管理組合の関係者は、その理由について、長期使用者から共益費を徴収しているためと説明しているが、共益費については、管理組合が徴収した利用料金を経理上、農園使用料と共益費に分けて処理しているものであって、リバーパーク真見条例及びリバーパーク真見条例施行規則上の定めと矛盾することになる。</p> <p>そこで、浄化槽管理費の在り方について、指定管理業務に係る収支の状況、現行の利用料金額の算定方法、指定管理者の主体性等を考慮の上、検討し、その結果を踏まえ、所要の改善に取り組まれたい。</p>
措置の内容	<p>リバーパーク真見における滞在型施設について、利用料金の</p>

額を定める際に、浄化槽管理費を含めた額で承認を得ていたが、当該額から浄化槽管理費を除いた利用料金みの額に改めた。また、浄化槽管理費については、津市リバーパーク真見条例施行規則の規定に基づき適正に徴収、処理を行うよう改めた。